平成２３年（フ）第３０５号
神奈川県横須賀市田浦町５丁目35番地　やまだアパート101
債務者　芋田　國男
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１３０号
山口市吉敷中東１丁目29番22―203号　オオカワビル
債務者　金子　　圭
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
山口市小郡上郷1541番地９
債務者　村田　泰子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
青森県八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保25番地１
債務者　木村　明子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
青森県八戸市大字白銀町字姥畑３番地９、前住所青森県八戸市湊高台３丁目16番22号　グリーンパーク湊高台１―７―Ｂ
債務者　大西　光徳
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
青森県八戸市是川３丁目３番地５　市営Ｃ12―79
債務者　栗橋　史拓
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
青森県八戸市是川３丁目３番地５　市営Ｃ12―79
債務者　栗橋　静子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
青森県八戸市大字白銀町字浜崖８番地11
債務者　大舘　　司
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
栃木県佐野市赤坂町297番地１　赤坂アーバンライフＡ―103
債務者　篠崎　久男
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１１０号
栃木県足利市五十部町496番地１
債務者　鈴木美知子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１３０号
栃木県足利市山下町2473番地１、前住所栃木県足利市五十部町608番地　リバーハイツ202号室
債務者　湯澤　良一
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第２６０号
長崎県佐世保市鹿町町長串143番地１
債務者　内野　祐一
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２６８号
長崎県佐世保市日宇町2050番地29
債務者　鈴山　満徳
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２６９号
長崎県佐世保市日宇町2050番地29
債務者　鈴山眞知子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
長崎県佐世保市松瀬町1009番地
債務者　松瀬惠美子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷961番地１
債務者　茶谷ほめよ
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係